

## 資料編

## 1 計画策定の経過

期 日	名 称	内 容
H26.7.23	環境基本計画推進会議	・ 第 2 次真岡市環境基本計画の策定について
H26.8.21	環境審議会	・ 第 2 次真岡市環境基本計画の策定について
H26.10.27	第 1 回環境基本計画策 定会議	・ 第 2 次真岡市環境基本計画の策定及び計画 策定のスケジュールについて ・ 第 2 次真岡市環境基本計画素案の協議 (第 1 章～第 2 章)
H26.12.11	第 2 回環境基本計画策 定会議	・ 第 2 次真岡市環境基本計画素案の協議 (第 3 章 基本目標 1～基本目標 2)
H27.1.28	第 3 回環境基本計画策 定会議	・ 第 2 次真岡市環境基本計画素案の協議 (第 3 章 基本目標 3～基本目標 4)
H27.3.18	第 4 回環境基本計画策 定会議	・ 第 2 次真岡市環境基本計画素案の協議 (第 4 章～第 5 章、資料編用語解説)
H27.6.19	第 5 回環境基本計画策 定会議	・ 第 2 次真岡市環境基本計画素案の協議 (全体的な内容を確認し、素案を作成)
H27.7.1	環境基本計画推進会議	・ 第 2 次真岡市環境基本計画素案について (協議のうえ、庁内調整を行う)
H27.8.7～ 9.4	パブリックコメントの 実施	・ 第 2 次真岡市環境基本計画案について、市 民から意見を募集する。
H27.8.17	環境審議会	・ 市長からの諮問に応じ、第 2 次真岡市環境 基本計画案について、審議する。
H27.10.2	環境審議会への報告	・ 環境審議会へ、パブリックコメントの結果 について、報告する。
H27.11.2	環境審議会会長から市 長への答申	・ 第 2 次真岡市環境基本計画案について、適 切な内容であることを答申する。
H27.11.24	市議会への報告	・ 市議会へ、第 2 次真岡市環境基本計画につ いて、報告する。
H27.12.16	計画の決定	・ 第 2 次真岡市環境基本計画を決定する。

## 真岡市環境審議会委員

(敬称略、順不同)

職名	氏名	所属等	選出区分
会長	高松 健比古	真岡の自然を守る会	学識経験者
副会長	高松 利雄	真岡市商店会連合会	事業者代表
委員	野沢 達	真岡市議会	市議会議員
	芝山 功甫	真岡自然観察会	学識経験者
	塩野 純子	真岡市廃棄物減量等検討委員会	学識経験者
	吉川 博	もおか環境パートナーシップ会議	学識経験者
	藤原 孝志	真岡工業団地総合管理協会	事業者代表
	黒子 泰治	はが野農業協同組合	事業者代表
	指 民男	真岡市自治会連合会	市民団体代表
	日下田 節子	真岡市消費者友の会	市民団体代表
	佐藤 房治	二宮土地改良区協議会	市民団体代表
	井澤 孝之	二宮地区(清次郎口土地改良区)	市民団体代表
	大森 健男	県東環境森林事務所	関係行政機関職員
	中田 昌則	真岡土木事務所	関係行政機関職員
	白井 実	真岡市小中学校長会	関係行政機関職員
	橋本 由利子	公募委員	環境保全について、見識を有すると認められる者
矢吹 勝治	公募委員		
嘉村 皓明	公募委員		
寺方 妹子	公募委員		



平成 27 年 8 月 17 日環境審議会



## 真岡市環境基本計画策定会議委員

(敬称略、順不同)

職名	氏名	所属等
委員長	吉川 博	もおか環境パートナーシップ会議
副委員長	久保野 實	ふれあいの森古山
委員	高松 健比古	真岡の自然を守る会
	石川 裕之	動植物実態調査研究会
	石坂 茂紀	真岡商工会議所青年部
	舘野 裕重	真岡市青年農業経営者協議会
	田中 修二	真岡工業団地総合管理協会
	福士 宏樹 (H26) 大橋 禎恵 (H27)	県東環境森林事務所環境対策課
	河俣 雅久 (H26) 岡本 和久 (H27)	県東環境森林事務所環境企画課
	小山 泰明	ふれあいの森伊勢崎
	塩野 純子	真岡市廃棄物減量等検討委員会
	石渡 饒一	市民公募
	馬場 滋子	市民公募
	井上 彥み子	市民公募



平成27年6月19日第5回環境基本計画策定会議

## 環境基本計画推進会議委員

(氏名略)

組 織	役 職	備 考
一	副市長	委員長
総務部	総務部長	
市民生活部	市民生活部長	
健康福祉部	健康福祉部長	
産業環境部	産業環境部長	副委員長
建設部	建設部長	
水道部	水道部長（併）	
教育委員会	教育次長	
企画課	企画課長	
総務課	総務課長	
安全安心課	安全安心課長	
商工観光課	商工観光課長	
企業誘致課	企業誘致課長	
農政課	農政課長	
環境課	環境課長	
建設課	建設課長	
都市計画課	都市計画課長	
区画整理課	区画整理課長	
下水道課	下水道課長	
水道課	水道課長	
学校教育課	学校教育課長	
生涯学習課	生涯学習課長	
文化課	文化課長	
農業委員会	農業委員会事務局長	



## 第2次真岡市環境基本計画（案）の諮問と答申

真環第104号  
平成27年7月22日

真岡市環境審議会  
会長 高松 健比古 様

真岡市長 井田 隆一

### 第2次真岡市環境基本計画（案）について（諮問）

真岡市環境基本条例第9条第4項の規定に基づき、「第2次真岡市環境基本計画（案）」について、貴審議会に諮問いたします。

#### （諮問理由）

本市は、平成14年6月に「真岡市環境基本条例」を制定し、平成17年2月に「真岡市環境基本計画」を策定し、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な環境都市づくりを進めてきました。

その後、平成23年2月に計画の改訂を行いましたが、計画期間が平成27年度をもって終了することから、近年の環境に関する社会情勢の変化を踏まえ、本市の環境保全施策をより一層効果的に推進するため、「第2次真岡市環境基本計画（案）」を策定いたしましたので貴審議会の意見を求めるものです。

平成27年11月2日

真岡市長 井田 隆一 様

真岡市環境審議会  
会長 高松 健比古

### 第2次真岡市環境基本計画（案）について（答申）

平成27年7月22日付け真環第104号をもって諮問のあった「第2次真岡市環境基本計画（案）」について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

#### 記

第2次真岡市環境基本計画（案）について、市民からの公募者、農業・工業・商業者、環境保全団体の代表者、関係機関職員からなる14名の環境基本計画策定会議委員により、熱心な協議の上にまとめられており、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体の意見が十分反映された計画となっていることから、適切な計画であると認めます。

今後においても、市民、事業者、行政の協働による環境保全の取り組みを積極的に推進し、本計画に定めた目標の達成に努められることを期待します。

## 2 真岡市環境基本条例

平成14年6月19日

条例第25号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第8条—第10条）

第3章 環境の保全に関する推進施策（第11条—第24条）

第4章 環境審議会（第25条）

#### 附則

私たちのまち真岡は、八溝の山並みや、鬼怒川、五行川、小貝川などの清流にはぐくまれ、緑豊かな自然の恵みのもと、先人のたゆまぬ努力と市民の郷土愛により、県南東部の中心都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、本市においても都市化の進展や生活様式の変化に伴い、様々な環境問題が生じている。

私たちは、恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守り、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していく責務を有している。

私たちは、自らの活動が私たちのまちばかりでなく、地球環境にも重大な影響を与えていることを認識し、市、事業者、市民が相互に協力し合うことにより、私たちのまち真岡が、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な都市となることを目指し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。



- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによつて行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負



荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全、緑化推進等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 豊かな緑の保全及び推進、地域の特性が生かされた良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産が保全されること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保

全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映する措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ真岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書の作成、公表）

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 環境の保全に関する推進施策

（環境への配慮）

第11条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

（規制等の措置）

第12条 市は、公害を防止するため必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（経済的措置）

第13条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減にかかる施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

（施設整備の推進）

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人との触れ合いを図るための施設の整備を推進する必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用の推進）



第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境管理の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者その他のものが制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境教育、学習の振興)

第17条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等がその理解を深めるとともに、これらのものの環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第18条 市は、市民等が、自発的に行う環境の保全に資する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等の自発的活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施策の調整及び推進)

第22条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第23条 市は、市民等の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進する。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、真岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告に関すること。
- (3) その他環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(真岡市環境保全条例の廃止)

2 真岡市環境保全条例(昭和52年条例第15号)は、廃止する。

(保存樹木の指定等に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、現に保存樹木として指定されている樹木については、旧真岡市環境保全条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(真岡市附属機関に関する条例の一部改正)

4 真岡市附属機関に関する条例(昭和37年条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略



### 3 用語解説

#### ■ア行■

##### 一酸化炭素(CO)

重油やガソリンなどが不完全燃焼した場合に発生する無色無臭の有毒ガス。自動車の排出ガスが主な発生源で環境汚染物質の一つ。

##### 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた産業廃棄物以外の廃棄物を指す。さらに、自治体の処理方法によって家庭系・事業系・もえるごみ・粗大ごみ・資源などに区分される。

##### エコマーク

生産から廃棄までを通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられるマークで、公益財団法人日本環境協会が認定を行っている。

##### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどの、赤外線を吸収し熱を地球に封じ込める温室効果のある気体のことをいう。地球温暖化の原因となり、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)が削減対象と定められた。

#### ■カ行■

##### 外来種

人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。スポーツフィッシングなどのために放流されたオオクチバスや、ペットとして飼いきれなくなって捨てられたアライグマのように意図的に持ち込まれるケースと、輸入品とともに移動する種子のように非意図的に持ち込まれるケースがある。

また、海外ばかりでなく、日本国内の他の地域から人為的に持ち込まれた生物も外来種であり、「国内由来の外来種」と呼ばれている。観賞用のメダカが放流されて、在来種(もともと地域に生息していた種)のメダカと交配して遺伝子が変わってしまったり、北海道にはもともといなかったカブトムシが道外から持ち込まれ、他の昆虫と餌をめぐって競合したりすることなどが起きている。

いずれの場合も定着した地域の在来種との生存競争が起こり、在来種が絶滅に追

いやられるケースも出ている。

### 環境基準

環境基本法に基づき国が定めた政策目標。人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準とされている。

### 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化に関する最新の研究成果を各国が共有するため、1988年に国連環境計画と世界気象機関により設立された政府間組織。190か国以上が加盟している。約6年おきに地球温暖化について評価した報告書をまとめ、公表している。

### 京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008～2012年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%等）削減することが義務付けられた。

### 協働

共同の担い手として、適切な役割分担のもと、協力して働くこと。互いに成果と責任を共有し合う、対等な協力関係が前提となる。

### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。

### 光化学オキシダント、光化学スモッグ

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や非メタン炭化水素などが、紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される大気汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。光化学スモッグは、目がチカチカする、頭痛がする、息苦しいなどの症状を引き起こす。

### こどもエコクラブ

子どもたちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行うクラブで、環境省が平成7年度から「こどもエコクラブ事業」として支援している。数人から30人程度の子ども及び助言などを行う1名以上の大人（サポーター）から構成される。



## ■サ行■

### 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、小水力、地熱、バイオマスなどの、繰り返し起きる自然現象から取り出すエネルギーのことで、資源枯渇のおそれがないエネルギーという意味。自然エネルギーとも呼ばれる。

### 産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの廃棄物をいう。

産業廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられている。

### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

### 循環型社会

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のこと。

### 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

### 生物多様性

地球上の生物は、40 億年という長い歴史の中で環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる様々な姿・形、生活様式を持った生物が誕生している。このように生物が多く種の分化し、生物の間で様々な変異性がみられる現象を生物多様性といい、次の 3 つのレベルとして捉えられている。

- ・「生態系の多様性」：森林、湿原、河川などの環境条件の違い、国、地域などの地理的・気候的条件の違いなどによって様々なタイプの生態系があること。

- ・「種の多様性」：様々な種類の生物が存在すること。
- ・「遺伝子の多様性」：同じ種でも地域や環境によって持っている遺伝子が異なること。

### 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。似たような指標にCODがあり、湖沼と海域ではCODが用いられる。これは、水の流れと滞留の違いによる。

## ■夕行■

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類という。物の燃焼に伴い発生し、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることから、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌などの環境基準が定められている。

### 大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。大腸菌群数は、検水1ミリリットル中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水100ミリリットル中の最確数(MPN)で表す。

### 地球温暖化

大気中の二酸化炭素・メタン・フロンなどの温室効果ガスの濃度が高まることにより、地球の気温が上昇すること。地球温暖化がもたらす問題は様々かつ深刻で、海面の上昇による土地利用への影響、生態系の変化による農林漁業への影響、気候の変化による人の健康への影響、国際的な社会混乱などが懸念されている。

### 都市公園

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方自治体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方自治体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。

## ■ナ行■

### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)



窒素の酸化物。大気汚染物質の一つで光化学オキシダントの原因物質でもある。工場や自動車などが主な発生源で石油やガスなどを燃焼したときに発生する。燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人の健康影響については、せき、たん、呼吸器障害の原因となる。

#### 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

硫黄酸化物の一つで、硫黄分を含む石油、石炭などを燃焼したときに発生するばい煙の中に含まれる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こす。また、酸性雨の原因物質でもある。

#### 燃料電池車

搭載した燃料電池で発電し電動機を動かして走る自動車のこと。燃料電池は、燃料である水素と酸素を反応させて電気を作り出す発電装置で、水しか排出せず、二酸化炭素や大気汚染の原因となる有害物質を排出しないことからクリーンエネルギーといわれる。

#### 農業集落排水

農業集落に設置される、地域し尿処理施設のこと。地域内の複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を共同処理する。農業関連の事業により整備される。

#### 農地転用

農地を農地以外にすること。農地の形状を変更して、住宅地、工場用地などに転換することを言う。また、農地の形状を変更せず資材置場、駐車場のよう耕作目的以外に使用することも含まれる。

### ■八行■

#### バイオマスエネルギー

木や落葉、穀物、麦わら、家畜の糞など、生物（バイオ）を起源とする有機物をエネルギー資源とするもの。

#### 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、直径2.5マイクロメートル以下の微粒子のこと。車や工場の排ガスから排出されるものや、窒素酸化物などのガス成分から、光学反応により作られるものがある。吸い込むとぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。近年、中国において社会問題化している大気汚染の主要成分で、日本への影響も懸念されている。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、直径 10 マイクロメートル以下の微粒子のこと。車や工場の排ガスに含まれ、吸い込むとぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

### フロン、フロンガス、フロン類

正しくはクロロフルオロカーボンと呼ばれる数種類の炭化水素化合物で、毒性がないため、エアコン・スプレー・洗浄剤・消火剤などとして重宝されてきた。地球の成層圏（地上約 10～50km）まで上昇して化学反応を起こし、太陽光中の紫外線を吸収しているオゾン層を破壊する。

## ■ヤ行■

### 溶解スラグ

ごみの焼却などにより発生した焼却灰を 1,200 度～1,300 度以上の高温で燃焼、溶融させたものを冷却したガラス質の固化物で、近年、建設・土木資材として活用されている。

## ■ラ行■

### リターナブル瓶

繰り返し何度も使用できる瓶のことで、一升瓶やビール瓶、牛乳瓶などがある。回収された瓶は、洗浄・殺菌されて中身が詰められ、再び商品となる。再利用されてごみにならず、原料や容器の製造にかかるエネルギーの節約にもなるため、資源循環の面からその価値が見直されている。

### レアメタル

産業に利用されるケースが多い希少な金属のことで、非鉄金属のうち、埋蔵量が少なく産地が遍在することなどの理由から、産業界での流通量・使用料が少なく希少な金属をいう。レアアース（希土類元素）と呼ばれるものも含まれる。

### レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国（環境省）や地方自治体（主に都道府県）などで作成している。レッドリスト掲載種の生態、分布状況、絶滅の要因などの情報をまとめたものがレッドデータブック。野生生物の保護や自然環境の保全の基礎資料として用いられる。



## 4 環境基準

### (1) 大気汚染に係る環境基準

#### ア 大気汚染に係る環境基準

二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。

#### イ 有害大気汚染物質に係る環境基準

ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

#### ウ 微小粒子状物質に係る環境基準

微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
---------	---

### (2) 水質汚濁に係る環境基準

#### ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下

四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	フッ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ホウ素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

イ 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊がみと められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 自然環境保全 : 自然深勝等の環境保全

水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物

〃 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物

水産 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用



- 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 騒音に係る環境基準

類 型		時間の区分		地 域
		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	
A	一 般 地 域	55dB 以下	45dB 以下	第1種低層住居専用地域
	2車線以上の道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	第2種中高層住居専用地域
B	一 般 地 域	55dB 以下	45dB 以下	第1種住居地域
	2車線以上の道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	第2種住居地域 準住居地域
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	
C	一 般 地 域	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域
	道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	商業地域
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	工業地域 用途地域の定めのない地域

(4) ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	1年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
水 質 (河川水・地下水)	年平均値 1 pg-TEQ/l 以下であること。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下であること。
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下であること。

## 第2次真岡市環境基本計画

発行 栃木県真岡市 平成28年3月

編集 真岡市産業環境部環境課

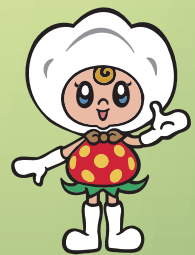
〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

TEL.0285-83-8241 FAX. 0285-83-5896

E-mail : kankyoun@city.moka.lg.jp



真岡市イメージキャラクター  
もおかびん



真岡市イメージキャラクター  
コットベリー